

平成27年度緊急通報サービス事業委託事業者選定実施要領

1. 趣旨

本要領は佐渡市が実施する緊急通報サービス事業の業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 緊急通報サービス事業
- (2) 事業主体 佐渡市
- (3) 選定方式 事業提案書の公募によるプロポーザル方式
- (4) 委託業務期間 平成27年11月1日～平成32年3月31日
- (5) 業務内容 別紙、平成27年度緊急通報サービス事業委託事業者選定に係る業務仕様書（以下、「仕様書」）のとおり

3. 参加資格要件

- (1) 仕様書に記載された業務内容を履行可能な者
- (2) 佐渡市の規定による指名停止期間中の者でないこと
- (3) 平成27年10月13日までに「平成27・28年度 佐渡市物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿」に登録されている者

4. 参加者の失格事項

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 選定委員との不適切な接触等が確認された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

5. スケジュール

| 項 目 | 時 期 |
|---------------|--------------------|
| 公募期間（HP公表） | 9月17日(木)～10月5日(月) |
| 質疑の受付 | 9月17日(木)～10月5日(月) |
| 質疑の回答・ヒアリング通知 | 10月7日(水) |
| 提案書類の受付 | 10月8日(木)～10月15日(木) |
| 選定委員会(ヒアリング) | 10月19日(月)予定 |

6. 参加表明書の提出

当プロポーザルに参加しようとする者は以下のとおり参加表明書を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 「参加表明書」(様式2)
- (2) 提出期限 平成27年9月17日(木)～平成27年10月5日(月)
午後5時30分まで
- (3) 提出先 〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市高齢福祉課高齢福祉係
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
(電子メールの場合、代表者印を押印した「参加表明書」をPDFファイルとして送信すること)
- (5) 参加の可否 「参加表明書」の提出の翌日をめどに、担当連絡先に電子メールにて参加の可否を通知する。この時、非参加とされた者で質問のある者は、通知の翌日から起算して7日以内に理由の開示を求めることができる。

7. 質問及び回答

委託業務の内容に関して質疑のある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。口頭による質問は受付けない。

- (1) 質問書の提出
 - ①提出書類 「質問書」(様式1)
 - ②提出期限 平成27年10月5日(月)午後5時30分まで
 - ③提出先 佐渡市高齢福祉課高齢福祉係
 - ④提出方法 電子メール又はFAX
電子メール kinkyu-propo@city.sado.niigata.jp
FAX (0259) 63-5121
- (2) 質問への回答
平成27年10月7日(水)に電子メールにより参加者全員に回答する。

8. 提案書の提出及び提案項目

(1) 提出書類

| 様式 | 提出書類名 |
|---------|---------------|
| 提案様式第1号 | 提案書表紙 |
| 提案様式第2号 | 提案事業者の概要 |
| 提案様式第3号 | 緊急通報装置に関する提案 |
| 提案様式第4号 | 受信センターに関する提案 |
| 提案様式第5号 | 出動体制に関する提案 |
| 提案様式第6号 | 個人情報の保護に関する提案 |
| 提案様式第7号 | 委託単価に関する提案 |

(2) 提案書作成上の注意

- ①提案書は佐渡市が指定した提案様式第1号から第7号の必要事項に漏れなく記載していること。
- ②様式の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ・ 提案内容は文書で簡潔に概要を記述し、分かりやすい表現を心がけること。
 - ・ 様式内の記載を補完するためのイラスト、イメージ図または図面等を資料として添付しても構わない。

(3) 提出期限 平成27年10月8日(木)～平成27年10月15日(木)
午後5時30分必着

(4) 提出先 前記参加表明書提出先に同じ

(5) 提出部数 正本：1部(製本したもの)
副本：8部(ホチキス等で左上部を一箇所止めたもの)
電子媒体：1部(Microsoft office 製品で作成した電子データを1枚のCD-Rに記録し提出すること)

(6) 提出方法 ○郵送の場合：提出期限必着とする。
○持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除いて
各日午前8時30分から午後5時30分までに提出すること

(7) その他

- ① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提出された提案書は返却しない。

9. 選定方法

- (1) 事業者選定委員会を開催し、提案書の内容に対してプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も評価の高い事業者 1 社を選定する。
- (2) 開催日時 10月7日(水)に全ての参加事業者に、電子メールにて日時場所等を通知する。

| 審 査 項 目 | |
|-----------------|--|
| 1 提案事業者の概要 | ① 提案事業者の概要 ② 緊急通報事業の過去の実績 ③ 緊急通報事業に関する考え方 |
| 2 緊急通報装置に関する提案 | ① 通報装置 ② 保守点検 ③ 故障時の対応 |
| 3 受信センターに関する提案 | ① 受信センターの概要 ② 受信センター職員の勤務体制 ③ 利用者情報の管理体制 ④ 緊急通報受信時の対応 ⑤ ライフセンサー異常時の対応 ⑥ 同時に複数の通報があった場合の対応 ⑦ 受信センター職員に対する研修体制 |
| 4 出動体制に関する提案 | ① 出動人員の体制 ② 出動における業務手順 |
| 5 個人情報の保護に関する提案 | ① 個人情報保護対策 |
| 6 委託単価に関する提案 | ① 緊急通報装置 1 組あたりの月額単価 |

10. 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに提案事業者全員に電子メールによって通知する。

審査結果について質問がある提案者は通知を受け取った日から起算して7日以内に説明を求めることができる。

11. その他

提案に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

12. 契約

佐渡市は本要領により選定した事業者と本業務の委託契約を締結する。